

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月

鹿児島県人事委員会



人委第151号

令和3年10月7日

鹿児島県議会議長 田之上 耕 三 殿

鹿児島県知事 塩 田 康 一 殿

鹿児島県人事委員会委員長 西 啓一郎

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第 1	報 告	-----	1
第 1	職員の給与	-----	1
第 2	民間の給与	-----	2
第 3	職員の給与と民間の給与との比較	-----	3
第 4	生計費及び物価	-----	4
第 5	職員と国家公務員との給与比較	-----	4
第 6	人事院の報告及び勧告の概要	-----	4
第 7	職員の給与の改定	-----	5
第 8	人事管理・公務運営の改善	-----	5
第 9	むすび	-----	13
別紙第 2	勧 告	-----	14

参考資料

- 1 職員給与実態調査結果
- 2 職種別民間給与実態調査結果
- 3 生計費関係
- 4 労働経済関係
- 5 人事院の報告及び勧告の概要

報

告

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるため、職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与その他の勤務条件や生計費などの諸事情について調査・検討を行ってきたが、その概要は次のとおりである。

第 1 職員の給与

令和 3 年 4 月における職員給与の支給状況等について、行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、医療職（三）、海事職、教育職（一）、教育職（二）、教育職（三）及び公安職の 10 の給料表の適用を受けている全職員を対象とした「職員給与実態調査」を行った。

調査結果の概要を、全職員と行政職給料表適用職員別に示すと、次表のとおりである。

区 分		全 職 員	行政職給料表 適 用 職 員
人 員		22,428 人	5,333 人
平 均 年 齢		43.3 歳	42.5 歳
平 均 経 験 年 数		21.2 年	21.0 年
学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	73.9 %	65.2 %
	短 大 卒	12.3 %	8.5 %
	高 校 卒	13.7 %	26.0 %
	中 学 卒	0.1 %	0.3 %
性 別 構 成 比	男	62.9 %	70.5 %
	女	37.1 %	29.5 %
平 均 扶 養 親 族 数		1.1 人	1.0 人
平 均 給 与	給 料	356,541 円	319,264 円
	扶 養 手 当	11,439 円	10,558 円
	住 居 手 当	7,994 円	6,722 円
	そ の 他	19,877 円	16,787 円
	合 計	395,851 円	353,331 円

- (注) 1 この表において、本年度の新規学卒の採用者を含むが、再任用職員は含まない。
2 詳細は、参考資料第 1 表から第 13 表のとおりである。

第2 民間の給与

1 調査の概要

本委員会は、職員の給与と民間事業所の従事者の給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間の467事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された121事業所を対象に、人事院と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施した。

なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

これらの事業所において、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の3,374人について、本年4月分として個々の従事者に実際に支払われた給与月額等を実地に調査するとともに、教育関係等32職種の273人についても同様の調査を実施した。

また、給与改定の状況についても調査した。

2 調査の実施結果

(本年の給与改定の状況)

本年の民間事業所における給与改定の状況をみると、次表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は16.3% (昨年20.9%)、ベースアップを中止した事業所の割合は14.0% (同11.4%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0% (同0.0%) となっている。

また、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は88.7% (同77.9%) となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は25.7% (同20.2%)、減額となっている事業所の割合は1.8% (同8.0%) となっている。

その1 民間における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	16.3	14.0	0.0	69.7
課 長 級	13.7	14.9	0.0	71.4

その2 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実 施	増 額	減 額	変化なし		
係 員	88.7	88.7	25.7	1.8	61.2	0.0	11.3
課 長 級	86.8	86.8	21.6	2.0	63.2	0.0	13.2

(注) ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第3 職員の給与と民間の給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、次表のとおり、職員の給与が民間の給与を122円（0.03%）上回っていた。

県内民間給与①	職員給与 ②	較 差 ①-② $\left(\frac{①-②}{②} \times 100 \right)$
358,527円	358,649円	△122円 (△0.03%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、次表のとおり、所定内給与月額額の4.28月分（昨年4.44月分）となっており、職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数を下回っていた。

項 目	区 分		民間事業所の従業員
	下半年 (A1)	上半年 (A2)	
平均所定内給与月額	下半年 (A1)		320,497円
	上半年 (A2)		320,712円
特別給の支給額	下半年 (B1)		671,883円
	上半年 (B2)		698,807円
特別給の支給割合	下半年 $\left(\frac{B1}{A1} \right)$		2.10月分
	上半年 $\left(\frac{B2}{A2} \right)$		2.18月分
年間の支給割合			4.28月分

(注) 下半年とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半年とは令和3年2月から令和3年7月までの期間をいう。

備 考 職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数は、4.45月である。

第4 生計費及び物価

1 標準生計費

本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎に算定した本年4月における鹿児島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ171,050円、181,040円及び191,100円となっている。(参考資料第22表)

2 物価指数

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国では0.4%の減、鹿児島市では0.3%の増となっている。(参考資料第23表)

第5 職員と国家公務員との給与比較

令和2年地方公務員給与実態調査(総務省)によると、令和2年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数*は、国家公務員を100とした場合、96.2となっており、全国の都道府県の中では低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況 (令和2年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	2
100以上102未満	19
98以上100未満	22
98未満	4

鹿児島県	96.2
------	------

都道府県平均指数	100.0
----------	-------

※ 全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数

第6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月10日、一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告を行ったが、その概要は参考資料58ページ～62ページのとおりである。

第7 職員の給与の改定

1 改定の基本方針

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の規定に基づき、民間事業所の従事者の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、国家公務員の給与水準、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与を2のように取り扱う必要があると判断した。

2 本年の給与の改定等

(1) 給料表

給料表については、本年の公民較差が小さくほぼ均衡していることから、本年は改定を行わないことが適当である。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.45月）が民間の年間の支給割合（4.28月分）を上回っていることから、期末手当・勤勉手当の支給月数を0.05月ごとの区切りにより定める従来からの考え方に基づき、職員の年間支給月数を4.30月に改定する必要がある。本年度については、12月期の期末手当を0.15月引き下げ、来年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する必要がある。

また、再任用職員、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても同様に改定する必要がある。

(3) その他の課題

職員の給与制度のあり方については、これまでも特殊勤務手当の見直しなどの取組が行われてきたところであるが、今後とも制度本来の趣旨や社会情勢の変化、国や他の都道府県の動向等を踏まえ、適宜・適切に見直しを行う必要がある。

第8 人事管理・公務運営の改善

1 人材の確保及び育成

(1) 優秀かつ多様な人材の確保

国においては、就業意識の多様化や勤務環境への関心の高まりなどを背景に、民間企業や地方公共団体等との人材獲得の厳しい競合の下、国家公務員採用試

験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、公務に対する学生の認識等を把握するなど公務志望者の裾野拡大に向けた取組のほか、技術系の人材の確保に向けた活動やSNS等を活用した情報発信を強化するとしている。また、社会全体のグローバル化やデジタル化といった社会環境の変化に的確に適応する人材を確保していくためには、公務と民間との間の人材の流動性を高め、民間の知見を積極的に取り入れていくことが重要であるとしている。

本県においては、職員の採用を取り巻く諸情勢の変化を踏まえて、これまでも民間志向の新規学卒者を対象とした採用試験や民間企業等の職務経験者を対象とした採用試験の実施等に取り組んでおり、このうち、県外企業等に勤務する技術職（UIターン）を対象とした試験については、本年度から受験資格年齢の拡大や職務経験要件の緩和を行ったところである。

また、受験者確保に向けては、これまでも職場見学や若手職員との意見交換を行うガイダンス、技術職の現場見学会等を実施しており、学生等との双方向によるコミュニケーションを深め、仕事内容や県職員としての成長と活躍をイメージしてもらうなど志望意欲の喚起に取り組んでいる。特に、技術系の人材確保にあたっては、本年度から新たに若手技術職員によるオンラインでの個別面談を実施することとしている。

なお、国から県に対し中途採用の推進について要請があったことを受けて、就職氷河期世代を対象とした試験も昨年度に引き続き実施しているところである。

今後とも、求める人材像や公務の魅力、勤務環境等について、インターネットの活用も進めながら広く具体的に発信するなど、人材確保活動に積極的に取り組み、引き続き優秀かつ多様な人材の確保に努める必要がある。

(2) 人材の育成

国においては、行政課題が複雑・高度化する中で、行政を効率的に運営していくためには、職場における執務を通じた人材育成と、執務を離れた研修を両輪として、様々な行政課題に適時・的確に対応できる職員を育成していくことが肝要であり、マネジメント能力にかかる研修の充実や職員のキャリア形成を支援する研修等の実施により、有為な人材の育成を推進していくとしている。

本県においては、これまでも職場の日常業務を通じた研修や職員の階層等に応じた研修、職員の選択による職務能力開発研修、国、市町村等との人事交流、民間企業や海外への派遣等を通じ、人材の育成に取り組んでおり、組織力の向上に当たっては、特に若手職員の育成が重要であることから、本年度から若手職員の資質向上を目的とした新たな研修を実施しているところである。

人口減少等が進み、必要な行政サービスを提供する人材・組織に関する取組

がより重要になる中、職員が自身のキャリア形成をイメージしつつ目標を設定し、日々の業務や自己啓発に取り組むことを支援する研修等の実施は、職員一人ひとりの能力が高まり成長するだけでなく、効率的な組織運営にとっても有用である。また、このことは、やりがいを持って働ける魅力的な職場として、人材確保にも資するものと考えられる。

今後とも、上記を踏まえ、研修内容の充実や人事交流等の推進に取り組み、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対応できる人材を計画的に育成していく必要がある。

(3) 女性の登用の拡大

国においては、昨年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、女性職員の登用拡大に向けた具体的な取組として、研修や多様な職務機会の付与による積極的・計画的な育成や相談体制の整備、出産・育児期等を迎える前又は出産・育児期等を超えてから将来のキャリアアップに必要とされる重要な職務経験を積ませ、登用につなげるなどの柔軟な人事管理を進めることとしている。

本県においても、これまで女性職員のキャリア形成支援や登用の拡大等に努めてきているが、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「特定事業主行動計画」等を踏まえ、女性活躍の観点から、女性の採用・登用の拡大やワーク・ライフ・バランスの推進に引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。

(4) 障害者雇用に関する取組

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨等を踏まえ、受験資格要件の緩和等の見直しを行い、障害者を対象とする職員採用選考試験を実施しているほか、会計年度任用職員を積極的に任用するなど着実に取組が進んでいるものの、一部の機関において法定雇用率が達成されていない状況である。

引き続き、法定雇用率の速やかな達成に向けた取組とともに、障害者が働きやすい職場環境づくりを進めていく必要がある。

2 能力及び実績に基づく人事管理

国においては、職員の士気を高め、組織活力を維持していくためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用していくことが重要であるとされており、あわせて、時代の変化も踏まえた新たな人事評価の在り方やそのための改善方策等について検討が行われている。

本県においては、能力及び実績に基づく新たな人事評価制度が平成28年度から各任命権者において実施され、評価者と職員との面談が行われており、全ての職員について、評価結果の成績上位区分の給与への反映が、勤勉手当については令和元年12月期から、昇給については本年1月期から実施されているところである。

今後とも、評価の公正性や納得性の確保及び人材育成の観点から、評価者研修の充実や適切な評価結果のフィードバックの実施等に努めるとともに、評価結果の人事管理への更なる活用については、国や他の都道府県の動向等も踏まえながら、適切に取り組む必要がある。

3 良好な勤務環境の整備

職員一人ひとりの個性と能力を十分に生かし、組織としてのパフォーマンスを最大限に発揮するためには、長時間労働の是正や仕事と生活の両立支援などの取組による良好な職場環境の整備がより一層重要であり、このことは優秀で多様な人材の確保にも資するものである。

(1) 長時間労働の是正と柔軟な働き方

ア 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの実現等の観点から積極的に取り組むべき重要な課題であり、各任命権者においてはこれまでも様々な取組を進めてきたところである。

超過勤務については、原則として月45時間の範囲内（限度時間）、臨時的に限度時間を超える場合であっても月100時間未満等（上限時間等）とされており、公務の運営上真にやむを得ない場合は、限度時間又は上限時間等を適用しないこととされているところであるが、昨年度は、主に新型コロナウイルス感染症への対応などを要因として、上限時間等を超えた所属がみられた。新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、知事部局において、業務分担や職員配置の見直し、民間への業務委託等の必要な業務執行態勢の見直しが行われている。

各任命権者においては、引き続き、業務執行態勢等の適時・適切な見直しを行うほか、超過勤務等の縮減のための指針や関係通知等に基づく取組の推進に努めるとともに、特に、限度時間又は上限時間等を超えて超過勤務を命じた場合には、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を確実にを行い、重点的に縮減方策を講じる必要がある。

また、管理監督職員においては、勤務時間管理におけるその役割を十分認識し、パソコンの使用時間の確認等を確実にを行い、事前命令・事後確認の徹底を図ることにより、一層適正な勤務時間管理に取り組む必要がある。超過勤務を命じる必要がある場合は、必要最小限のものとし、職員の健康の確保

に最大限の配慮をするとともに、職務遂行能力や勤務実態とあわせて、面談や日頃のコミュニケーション等を通じた個々の職員の置かれている事情の把握に努め、必要な業務指導や業務支援、業務配分の見直しなどの業務管理を適切に行うことが求められる。

さらに、職員一人ひとりにおいても、時間やコストに関する意識を高め、職務遂行能力の向上を図りながら、常に計画的・効率的な業務の遂行に努めることが重要である。

イ 学校における働き方改革

学校における働き方改革の取組の一つである長時間勤務の削減方策として中長期的な取組等を定めた「学校における業務改善アクションプラン」に基づき、全県立学校へのタイムカードの導入による適正な勤務時間の管理、リフレッシュウィークや部活動休養日等の設定等、業務改善に向けた各般にわたる具体的な取組が実施されているところである。

同プランの策定後、年2回実施されているフォローアップ調査では、前年度と同様、目標達成スケジュールに概ね沿った結果であったとされた。

教育職員の業務量の管理については、昨年4月から、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が、原則として、月45時間の範囲内、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合であっても月100時間未満等とするよう条例及びサービスを監督する教育委員会の規則等により定められた。

前述の調査において、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が月45時間以内の者の割合は、前回の調査に比べ、改善されているものの、依然として、月45時間を超える者が存在していることから、任命権者においては、引き続き、国の動向等を注視するとともに市町村教育委員会と連携しながら、条例や同プラン等に基づき、適正な勤務時間の管理、ストレスチェック及び産業医等による面接指導の実施、年次有給休暇等の取得促進など実効性のある取組を通じて、働き方改革の実現に向けた各種施策を着実に推進する必要がある。

また、管理監督職員においては、各職員の勤務状況の適正な把握に努めるとともに、各学校における業務改善の取組をより一層進めていく必要がある。

ウ 柔軟な働き方

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、各任命権者においては、時差出勤やテレワークなど新たな働き方の試行に取り組まれている。特にテレワークの推進は、業務プロセスの変革、デジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容、非常時における業務継続の観点から重要であり、

また、テレワークを活用した柔軟な働き方は、育児や介護等のために時間制約がある職員等の能力発揮やワーク・ライフ・バランスにも資するものである。

国においては、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方について、職員の作業環境の整備や健康状態の把握等の諸課題に対応するための研究会を設けるとともに、本年7月に変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」も踏まえ、公務における勤務間インターバルの確保の方策等についても検討を行っていくとしており、その動向を注視する必要がある。

テレワーク等の柔軟な働き方は、長時間労働の是正や休暇取得促進とあわせて、働き方改革における重要な取組の一つとされていることから、各任命権者においては、現在実施している取組について、その効果や課題の検証を行うとともに、国や他の都道府県の取組も参考にしながら、引き続き、取組を進めていくことが重要である。

(2) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が続く我が国において、育児や介護などの事情を有する者も含め、誰もが性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは一層重要な課題となっている。

本県においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」等を踏まえ、男性が育児休業などを取得しやすい環境の整備をはじめとした取組を推進している。

昨年5月に閣議決定された、少子化社会対策大綱においては、男性の育児休業取得や育児参画を促進するための取組を総合的に推進することとされ、本年6月には、男性の育児休業取得促進等のため、民間労働法制の見直しが行われたところである。

このような中、人事院は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進のため、育児休業の取得回数制限を緩和するための「国家公務員の育児休業等に関する法律」の改正について、意見の申出を行うとともに、あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、不妊治療のための休暇の新設をはじめとする、休暇・休業等に関する措置を一体的に講ずることとしている。

本県においても、今後関係法令の改正の動向や人事院及び他の都道府県の動向等を注視し、適切に対応する必要がある。

男性の育児休業取得については、各任命権者とも、前述の計画等で数値目標を掲げ、取組を進めることとしている。男性の育児休業等の取得は、本人にとって、子育てに能動的に関わる契機として重要であるとともに、組織にとって

も、多様な人材を生かすマネジメント力の向上や子育てに理解のある職場風土の形成等の観点から重要である。

また、年次有給休暇の取得についても同計画等に掲げた目標達成に向けて、引き続き積極的に取り組む必要がある。

各任命権者においては、今後とも、両立支援制度をより一層活用できるよう、更なる周知や育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成等に積極的に取り組む必要がある。

(3) 健康管理

職員の心身両面における健康の保持・増進は、健康管理という面はもとより、公務能率の向上という観点からも重要な課題であり、各任命権者においては、健康相談や産業医による面接指導など、長時間労働による健康障害防止を含め健康管理の取組を充実させるとともに、心の健康づくりにおいても、各種研修等の実施や相談体制の充実などに取り組んできたところである。

しかしながら、退職者のうち精神疾患を原因とする者の割合は依然として高い水準で推移しており、各任命権者においては、ストレスチェック制度の周知等に取り組むとともに、引き続き、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努める必要がある。その際、それぞれの過程における取組が円滑に推進されるためには、管理監督職員においては、メンタルヘルス対策において果たすべき役割の重要性を理解し、日頃のコミュニケーション等を通して、メンタルヘルス不調者への気付きや、周りに相談しやすい職場環境づくりに努めるとともに、ストレスチェックの結果を職場環境の改善に積極的に活用するなどの取組を進めていく必要がある。職員一人ひとりにおいても、正しい知識と理解を深め、セルフケアに取り組むことが重要である。

長時間労働による健康障害防止のための医師による面接指導については、引き続き、職員への周知を徹底し、制度の適正な運用を図る必要がある。

特に、新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、関連業務に従事する職員の心身の負担が過度となることがないように、医師による面接指導等も通じて、引き続き、職員の健康管理に努める必要がある。

(4) ハラスメントの防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等の職員の人格や尊厳を侵害する行為は、組織の正常な業務運営の障害となり得るだけでなく、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心身に支障を及ぼす要因にもなり得るものであり、その防止は重要な課題である。

昨年6月、改正労働施策総合推進法等が施行され、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上の講ずべき措置等についての指針」等が適用されたことから、任命権者においては、新たな規程等の制定や相談窓口の増設・周知、相談を受ける職員への研修や職位に応じた研修等を通じた意識啓発などの取組が進められている。

各任命権者においては、関係法令等を踏まえ、職場におけるパワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを防止するために、事業主として雇用管理上講ずべき措置等を適切に実施していく必要がある。

あらゆるハラスメントは絶対に許されないものであるため、引き続き、各任命権者においては、相談しやすい体制づくり、管理監督職員をはじめ職員に対するハラスメント発生防止等の取組についての周知・啓発など、関係法令等に基づく必要な措置を講じることにより、職員一人ひとりがこうした行為を見逃さずに向き合うことができ、職員が安心して相談できる職場環境の確保に努める必要がある。

(5) 会計年度任用職員制度の運用

会計年度任用職員制度については、地方公務員法等の趣旨及び他の都道府県や国の非常勤職員の動向等を踏まえながら、引き続き、適切に対応する必要がある。

4 公務員倫理の保持

県民本位の県政を推進していくためには、職員一人ひとりが、公務の内外を問わず、全体の奉仕者としての高い倫理観を持って行動し、県民の期待と信頼に添えていく必要がある。

このため、各任命権者においては、これまでも、通知や研修を通じて、服務規律の厳正確保、法令等の遵守及び綱紀の保持に努めるよう周知徹底を図ってきたところであるが、依然として職員による不祥事が発生している状況にあり、引き続き、あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚に向けた取組を推進していく必要がある。

5 定年の引上げ

平成30年8月に人事院が行った定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を受け、「国家公務員法等の一部を改正する法律」が本年6月に公布され、また、地方公務員の定年について同様の措置を講ずることを内容とする「地方公務員法の一部を改正する法律」も同月に公布され、いずれも令和5年4月から施行されることとなった。

本県においては、定年制度や給与制度は国に準じており、引き続き、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年の引上げが円滑に行われるよう、本県の実情を踏まえ、所要の準備を着実に進める必要がある。

第9 む す び

行政需要が増大し、複雑化する中、職員にとっては、全体の奉仕者として高い使命感と倫理観を持ち、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中において、職員は、県民の期待と信頼に応えるべく、行政サービスを安定的に提供し、県民の安心・安全を確保するため、日々業務に精励しているところである。

本委員会は、地方公務員法に定める情勢適応の原則を踏まえ、民間並びに国及び他の都道府県との均衡を図ることを基本として、毎年、報告及び勧告を行っているところである。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、報告・勧告制度が果たしている意義や役割に深い理解を示され、この報告に十分留意されるとともに、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請するものである。

勸告

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第3号）を改正することを勧告する。

1 期末手当・勤勉手当に係る改定の内容

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、1の(1)については令和3年12月1日から、1の(2)については令和4年4月1日から実施すること。

参 考 资 料

資 料 目 次

1 職員給与実態調査結果	
令和3年職員給与実態調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経年数	2
第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員	3
第3表 職員の平均給与月額	4
第4表 職員の扶養親族数別人員	4
第5表 職員の住居手当の支給状況	5
第6表 職員の通勤手当の支給状況	5
第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	6
第8表 職員の地域手当の支給状況	6
第9表 職員の単身赴任手当の支給状況	7
第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員	8
第11表 職員の給料表別，学歴別，年齢別人員及び平均給料月額	28
第12表 再任用職員の給料表別，級別人員	38
第13表 年齢階層別人員構成比（令和3年と平成23年の比較）全職員	39
2 職種別民間給与実態調査結果	
令和3年職種別民間給与実態調査の概要	40
第14表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数	41
第15表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給	41
第16表 県内民間の企業規模別，職種別，学歴別給与額等	42
第17表 県内民間における初任給の改定状況	51
第18表 県内民間における家族手当の支給状況	51
第19表 県内民間における在宅勤務手当の支給状況	52
第20表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	52
第21表 県内民間における定年制の状況	52
3 生計費関係	
令和3年4月の標準生計費算定方法	53
第22表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費	54
（参考）費目別，世帯人員別生計費換算乗数（全国）	54
4 労働経済関係	
第23表 労働経済指標	55
5 人事院の報告及び勧告の概要	58

1 職員給与と実態調査結果

令和3年職員給与と実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和3年4月における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

令和3年4月1日に在職する職員で、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員である。

したがって、単純労務職員、企業職員、特別職の職員及び会計年度任用職員は含まれない。

なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外している。

ア 臨時的任用職員

イ 在籍専従休職中の職員

ウ 無給出向中の職員

エ 無給派遣中の職員

オ 育児短時間勤務職員

(3) 調査の内容

令和3年4月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

(4) その他

構成比については、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	人 員	構 成 比	平 均 年 齢	平均経験年数
	人	%	歳	年
全 給 料 表	22,428	100.0	43.3	21.2
行 政 職 給 料 表	5,333	23.8	42.5	21.0
研 究 職 給 料 表	246	1.1	43.2	20.4
医 療 職 給 料 表 (一)	38	0.2	40.1	15.9
医 療 職 給 料 表 (二)	282	1.3	44.4	20.4
医 療 職 給 料 表 (三)	140	0.6	39.0	16.5
海 事 職 給 料 表	66	0.3	43.7	22.9
教 育 職 給 料 表 (一)	45	0.2	49.5	24.9
教 育 職 給 料 表 (二)	3,495	15.6	45.2	22.4
教 育 職 給 料 表 (三)	9,756	43.5	44.9	22.5
公 安 職 給 料 表	3,027	13.5	36.9	16.3

- (注) 1 「医療職給料表(二)」には、鹿児島県学校職員の給与に関する条例(昭和27年鹿児島県条例第29号)第3条第1項第2号の「医療職給料表」を含む。(以下、各表について同じ。)
- 2 「医療職給料表(三)」には、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第33号)第3条第1項第4号の「医療職給料表」を含む。(以下、各表について同じ。)
- 3 再任用職員は含まれていない。(以下、第12表を除き、第13表まで同じ。)
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の適用を受ける者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員

単位：人

区分 給料表	人員	学歴別人員構成				性別人員構成	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	(100.0)	(73.9)	(12.3)	(13.7)	(0.1)	(62.9)	(37.1)
	22,428	16,577	2,766	3,065	20	14,104	8,324
行政職給料表	(100.0)	(65.2)	(8.5)	(26.0)	(0.3)	(70.5)	(29.5)
	5,333	3,476	454	1,387	16	3,761	1,572
研究職給料表	(100.0)	(98.8)	(1.2)	(-)	(-)	(82.1)	(17.9)
	246	243	3	-	-	202	44
医療職給料表(一)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(84.2)	(15.8)
	38	38	-	-	-	32	6
医療職給料表(二)	(100.0)	(94.0)	(6.0)	(-)	(-)	(64.9)	(35.1)
	282	265	17	-	-	183	99
医療職給料表(三)	(100.0)	(88.6)	(11.4)	(-)	(-)	(1.4)	(98.6)
	140	124	16	-	-	2	138
海事職給料表	(100.0)	(15.2)	(27.3)	(51.5)	(6.1)	(100.0)	(-)
	66	10	18	34	4	66	-
教育職給料表(一)	(100.0)	(95.6)	(4.4)	(-)	(-)	(64.4)	(35.6)
	45	43	2	-	-	29	16
教育職給料表(二)	(100.0)	(91.9)	(6.5)	(1.6)	(-)	(61.4)	(38.6)
	3,495	3,212	228	55	-	2,147	1,348
教育職給料表(三)	(100.0)	(79.2)	(20.8)	(-)	(-)	(50.8)	(49.2)
	9,756	7,730	2,026	-	-	4,954	4,802
公安職給料表	(100.0)	(47.4)	(0.1)	(52.5)	(-)	(90.1)	(9.9)
	3,027	1,436	2	1,589	-	2,728	299

(注) 1 ()内の数字は、構成比(%)である。

2 学歴区分は、給与決定上の学歴である。(以下、第11表について同じ。)

第3表 職員の平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員		全職員	
	令和3年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和2年4月
給料	円 319,264	円 321,020	円 356,541	円 357,529
給料の特別調整額	6,677	6,841	5,536	5,605
扶養手当	10,558	10,946	11,439	11,798
住居手当	6,722	6,412	7,994	7,809
その他	10,110	9,570	14,341	13,607
合計 (平均給与月額)	353,331	354,789	395,851	396,348

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成18年切替えに伴う経過措置額を含み（令和2年4月については、平成27年切替えに伴う経過措置額も含む。）、給料の特別調整額には管理職手当を含む。
2 その他は、地域手当、初任給調整手当及び特勤手当等である。

第4表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち		
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	人 3,267	人 1,714	人 1,462	人 91
2人	3,512	1,632	3,470	57
3人	3,114	2,351	3,110	28
4人	1,104	1,050	1,104	18
5人	159	151	159	11
6人以上	23	22	23	2
計	11,179	6,920	9,328	207

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
2 平均扶養親族数は、全職員1人当たり1.1人、行政職給料表適用職員1人当たり1.0人である。
3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、22,950円（平均扶養親族数は2.2人）である。

第5表 職員の住居手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	7,395 ^人	100.0 [%]
手当月額11,000円未満の受給者	36	0.5
手当月額11,000円以上28,000円未満の受給者	5,730	77.5
手当月額28,000円の受給者	1,629	22.0
手当受給者1人当たり平均手当月額		24,059 ^円

区 分	受 給 者	手当受給者1人当たり平均手当月額
配偶者の居住する借家・借間	108 ^人	12,781 ^円

第6表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	16,044 ^人	(100.0)% 71.5
交通機関等のみを利用する者	377	(2.3) 1.7
交通用具のみを使用する者	15,354	(95.7) 68.5
交通機関等と交通用具を併用する者	313	(2.0) 1.4
非 受 給 者	6,384	28.5
総 職 員	22,428	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額		12,632 ^円

第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分		第1	第2	第3	第4	第5	第6	受給者計
部局								
各 部 局 に お け る 代 表 的 な 職	知事部局	部長	次長	課長				
	教育部局			校長 特大規模校	校長 大規模校	校長 大規模校 教頭 事務長 課長級	教頭 事務長 課長補佐級	
	公安部局		部長 大規模 警察署長	課長 警察署長 大規模 警察副署長				
受給者数	32人	90人	544人	75人	756人	712人	2,209人	

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 56,208
------------------	-------------

第8表 職員の地域手当の支給状況

地域手当	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	医師等	非支給地
人員	22,428人	32人	10人	1人	0人	6人	1人	1人	31人	22,346人
構成比	100.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	99.6%
平均手当月額	円 244	円 64,394	円 61,806	円 54,165	円 —	円 36,545	円 12,180	円 6,504	円 80,383	円 —

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満
受給者	人 620	人 260	人 98	人 9	人 232	人 92

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計
	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上	
受給者	人 77	人 15	人 3	人 0	人 1	人 1,407

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 43,883
------------------	-------------

第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		6	2	1					
2		3							
3		1	1						
4		13	6						
5	23	103	21						1
6		37	13						1
7		5	8						
8	18	13	16						2
9	2	77	66			1			1
10		36	23	1					1
11	4	6	8						1
12	22	9	10						
13	10	65	54						2
14		35	19						4
15	7	14	18						
16	24	12	9						
17	10	71	38	1			2	2	
18	3	35	10	2				1	1
19	8	9	13					6	1
20	30	5	9					4	
21	5	37	49					1	
22	2	9	19	1				1	
23	20	4	10					2	
24	13	2	12						
25	87	5	26	2				1	1
26	21		7	2				4	
27	13	4	7	2		1		3	
28	84		10	2				4	
29	5	4	35	2			4		
30	30		16				11	1	
31	21		5	1			14	1	
32	41	1	4	5			11		
33	27		35	2			3		
34	3		22	1				2	
35	2		7	2			4		
36	1		10	4				1	
37	5		26	8			2	1	
38			21	4	1		2	1	
39	2		5	8					
40			8	6		1	1		
41	4		14	5	1		1		
42			14	4	1				
43	1		10	4					
44			15	13					
45	2		8	7					
46			16	14		1	1		
47			20	27		1	1		
48			12	33	1		1		
49	2	1	5	21	1	2			
50			11	37	2	47			
51			14	35	1	112			
52			23	21	6	26			
53	3		16	31	2	12			
54			15	39	4	8			
55			13	38	1	30			
56			15	25	5	11			
57			19	29	3	16			
58			7	33	1	11			
59			21	55	4	21			
60			23	40	2	6			
61	2		22	42	7	13			
62			12	42	8	7			
63			18	48	1	7			
64			21	34	2	8			
65			14	23	3	3			
66			10	38	2	9			
67			20	22	4	7			
68			17	24	19	4			
69	2		24	30	18	6			
70			13	22	4	3			
71			11	22	2	1			
72			10	26	10	3			
73			7	29	5	2			
74			10	31	2	5			
75			6	26	137	3			
76			6	17	12	2			

職務の級 号給	職務の級								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人 1	人	人 11	人 21	人 8	人 1	人	人	人
78			11	17	12	1			
79			4	19	57	2			
80			4	12	22	1			
81	1		7	9	14	1			
82			6	11	10				
83			3	11	32	1			
84			2	5	13	2			
85			2	7	5	22			
86			6	4	14				
87			3	2	14				
88			4	3	16				
89			4	4	6				
90			4	5					
91			4	2	2				
92			1		1				
93			3	555	3				
94			2						
95			1						
96			3						
97			1						
98			2						
99			1						
100			1						
101			2						
102			3						
103			5						
104			1						
105			2						
106			5						
107			2						
108			5						
109			1						
110			6						
111			1						
112			1						
113			73						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	561	622	1,387	1,731	501	421	58	36	16

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給を示した。(以下、本表の各給料表について同じ。)

適用職員数	5,333人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2		2			
3					
4		2			
5		1	6		
6			2		
7					
8		4			
9		3	2		
10			1		
11					
12		7			
13		4	8		
14		1	1	1	
15					
16		3	1		
17		4	3		
18					
19					
20		5			
21		1	5		
22		1			
23		1	1		
24		3			
25		4	4		
26		1			
27		1	1		
28		2			
29		2	3		1
30					
31					18
32					2
33		1	1		1
34			1		1
35			1		2
36					
37			1		1
38				1	
39					
40				1	1
41			1	3	
42					
43				1	
44				3	
45			2		
46			1	2	
47				1	
48				1	
49			1	3	
50				2	
51				3	
52				4	
53			1	2	
54				1	
55			1	3	
56				2	
57			2		
58				1	
59			1	2	
60				2	
61					
62				1	
63			1	1	
64				1	
65			3	1	
66					
67				3	
68				1	
69				2	
70				2	
71				3	
72				3	
73				51	
74					
75			1		
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86			1		
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		53	58	108	27

適用職員数	246人
-------	------

医療職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	2			
14				
15				
16	3			
17		1		
18				
19				
20	3	1		
21				
22				
23	1			
24	1	2		
25	1			
26				
27				
28	2	3		
29				
30				
31				
32	3			
33				
34				
35				
36	2			
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				1
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				1
52				
53				1
54				1
55				1
56				
57				3
58				
59				1
60				1
61				1
62				1
63				
64				
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77	人	人	人	人
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	18	7		13

適用職員数	38人
-------	-----

医療職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人			人			人
2				3			
3				2			
4			3				
5			1	2			
6				3			
7							
8		1	3				
9			2	7			
10				1	1		
11			1				
12			4	1			
13			1	6			
14							
15			2	1			
16				1			
17		3		3			
18			1	1	1		
19				2	1		
20							
21		1		5			
22				2			
23				3			
24				1			
25				5		1	
26				3	1		
27							
28				3			15
29				5			1
30							
31							3
32							
33				1	1	2	
34				1			1
35					1	1	
36				1			1
37				3	1		
38				2			
39				3			
40							
41				5	1	2	
42				1	2	2	
43					1	2	
44				1	2	3	
45		1	1	4	4	2	
46					1	1	
47				1	1	1	
48				3	3	3	
49					6	1	
50					2	1	
51					1	1	
52					1	1	
53					2	2	
54					3		
55				1	3		
56					2	4	
57				1	3	3	
58				1	1	3	
59					1	1	
60					1	2	
61				1	1	1	
62					2	4	
63					1	3	
64						2	
65				3	1	17	
66					1		
67				1	1		
68				2	1		
69				1			
70							
71							
72				1			
73				1			
74							
75				1	1		
76					2		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77	人	人	人	人	人	人	人
78		1					
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85					10		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		7	19	100	69	66	21

適用職員数	282人
-------	------

医療職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人					
2						
3						
4						
5					1	
6			2		1	
7			3		3	
8			3			
9		2	2		1	
10			1		1	
11		6	1		1	
12						
13					2	
14		7	3		2	
15		1				
16						
17					1	
18		5			1	
19		1				
20		1			1	
21		2			2	
22		4			1	
23		2			2	
24						
25		1			1	
26						
27						
28						
29					2	
30						
31					2	
32						
33						
34						
35		1				
36						
37						
38					1	
39						
40						
41						
42					1	
43		1				
44						
45						7
46						1
47						
48					1	
49						
50						1
51						
52						1
53						1
54					1	3
55						
56						
57						1
58						1
59					1	1
60					1	
61						
62						1
63						
64						
65						
66						1
67						
68						1
69						1
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						1
77						
78						
79						
80						1
81						
82						1
83						
84						
85						
86						2
87						
88					1	

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
89	人	人	人	人	人	人
90					1	
91					1	
92					1	
93					22	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113				1/5		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		34	15	40	42	9

適用職員数	140人
-------	------

海事職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2			1			
3						
4						
5						
6						
7						
8				1		
9						
10						
11		1				
12			1			
13						
14		1		1		
15			2	2		
16			1			
17			1			
18				1		
19						
20			2			
21			1	1		
22				1		
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34		1				
35						
36						
37				1		
38						
39						
40				1	5	
41						
42					1	
43					1	
44				1	1	
45					1	
46						
47						
48					2	
49				1		
50						
51				1		
52						
53				1		
54					1	
55						
56					1	
57				1		
58				1		
59				1		
60						
61				1		
62				2		
63				1	1	
64						
65				2		
66				2		
67						
68						
69						
70				1		
71						
72						
73						
74						
75						
76					1	

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77	人	人	人	人	人	人
78						
79						
80				1		
81					1	
82						
83						
84						
85						
86				2	1	
87						
88					6	
89				1		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97				1		
98						
99						
100						
101				1		
計		3	9	31	23	

適用職員数	6 6 人
-------	-------

教育職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	1			
9				
10				
11		1		
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19		1		
20				
21				
22			1	
23				1
24			1	1
25				1
26				
27				
28		1		1
29	1			
30				2
31				
32				
33				
34				
35			1	
36				1
37				1
38				1
39				
40			1	
41				1
42			1	
43				1
44			1	
45			1	
46			1	
47			1	
48			1	1
49				
50				
51				
52	1			
53				
54				
55				
56			1	1
57		1		
58	1		1	1
59				
60				
61				1
62				
63				1
64				
65				
66				1
67				
68				
69				
70				
71				
72			1	
73				1
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77	人	人	人	人
78				
79				
80				
81				
82			1	
83				
84				
85				
86				
87				
88	2			
89			2	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129	1			
特2				1
計	7	4	16	18

適用職員数	45人
-------	-----

教育職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1		6		
2				
3				
4		7		
5		4		
6		1		
7				
8		16		
9		3		
10		3		
11				
12		13		
13		7		
14		5		
15		4		
16		7		
17		12		
18		7		
19		7		
20		15		
21		9		
22		3		
23		6		1
24		25		
25	1	18		
26	1	10		1
27		7		1
28		19		3
29		9		3
30		13		2
31		10		26
32	1	23		2
33		9		1
34		10		
35	1	7		7
36	2	25		1
37		8		29
38		5		
39		13		
40	1	23		
41	2	10		
42	1	11		
43	1	5		
44		31		
45	1	9		
46		18		
47		4		
48		24		
49	2	8		
50		17		
51		8		
52	1	32		
53		16	1	
54	1	10		
55	2	15		
56		35		
57	1	11	3	
58		20	3	
59		18	10	
60	2	37	4	
61	1	9	3	
62		14	1	
63	1	17	12	
64	1	38	2	
65	2	28	1	
66	1	25	4	
67		15	7	
68	3	37	1	
69		21	2	
70	2	24	6	
71	1	17	1	
72	4	37	2	
73	1	19	2	
74		23	2	
75	1	32	3	
76	2	32	3	

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77	1	19	28	
78	2	24		
79		13		
80		28		
81	1	19		
82		31		
83		40		
84	3	28		
85		28		
86	2	22		
87		34		
88	2	26		
89	1	23		
90	1	24		
91	2	33		
92		21		
93		32		
94		30		
95		29		
96	2	21		
97		33		
98		31		
99	1	22		
100		27		
101		29		
102		28		
103		26		
104	1	10		
105		38		
106	1	30		
107	1	34		
108		33		
109		38		
110		32		
111		42		
112		30		
113		19		
114		30		
115	1	38		
116		21		
117	1	23		
118	1	40		
119		19		
120	1	15		
121		22		
122		25		
123		23		
124	2	18		
125		23		
126		26		
127		29		
128	2	20		
129	1	22		
130	2	12		
131		27		
132	2	25		
133	1	18		
134	1	34		
135	1	33		
136		32		
137		34		
138		64		
139	2	61		
140		51		
141	1	57		
142	1	59		
143	3	56		
144	1	24		
145	1	105		
146				
147	3			
148				
149	2			
150	2			
151	1			
152				
153	13			
計	108	3,209		

適用職員数

3,495人

教育職給料表（三）

号給	職務の級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4			4		
5					
6			2		
7			4		
8			1		
9					
10			3		
11			4		
12					
13			137		
14			4		
15			4		
16			75		
17			23		
18			17		
19			7		1
20			80		1
21			22		2
22			21		6
23			14		197
24			65	1	4
25			38		8
26			30		5
27			18	1	99
28			62		19
29			43		9
30			19	1	9
31			20		63
32			69		24
33			35	1	16
34			25		15
35			20	2	36
36			67	1	6
37			42	1	148
38			32	3	
39			23		
40			60	4	
41			39	4	
42			37	4	
43			18	4	
44			54	6	
45			45	3	
46			26	8	
47			21	4	
48			52	7	
49			46	3	
50			25	6	
51			27	2	
52			73	4	
53			26	8	
54			34	8	
55			31	5	
56			82	1	
57			28	7	
58			43	3	
59			29	11	
60			58	5	
61			35	8	
62			47	4	
63			35	10	
64			69	6	
65			29	4	
66			42	10	
67			28	11	
68			57	11	
69			47	25	
70			35	11	
71			28	10	
72			70	10	
73			35	12	
74			42	35	
75			48	17	
76			45	15	
77			32	14	
78			43	39	
79			36	18	
80			44	8	
81			31	9	
82			48	31	
83			38	5	
84			44	11	

職務の級 号給	1	2	3	4
85	人	人	人	人
86		29	9	
87		57	28	
88		53	10	
89		65	17	
90		39	6	
91		61	18	
92		45	9	
93		41	9	
94		55	138	
95		61		
96		36		
97		56		
98		50		
99		59		
100		60		
101		54		
102		67		
103		66		
104		44		
105		31		
106		53		
107		49		
108		69		
109		70		
110		67		
111		77		
112		77		
113		44		
114		36		
115		86		
116		51		
117		28		
118		85		
119		60		
120		68		
121		44		
122		44		
123		68		
124		72		
125		29		
126		89		
127		62		
128		77		
129		46		
130		36		
131		44		
132		43		
133		37		
134		50		
135		57		
136		67		
137		80		
138		58		
139		67		
140		74		
141		34		
142		63		
143		74		
144		73		
145		44		
146		88		
147		96		
148		128		
149		100		
150		119		
151		133		
152		132		
153		134		
154		152		
155		210		
156		188		
157		105		
		534		
計		8,392	696	668

適用職員数	9,756人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3	41								
4									
5									
6	49								
7	2								
8	1								
9							1		
10	7								
11	6								
12	31								
13									
14	5								
15	2								
16	35	2							
17									
18	5	8							
19	36	1							
20	34	65			1				
21						1			
22	36	14							
23	3	2							
24	42	70			1				
25		1							
26	15	18							
27	3								
28	9	48		4	1				
29		1							
30	4	29		6					4
31	2	10			1	1			4
32	5	46	17	4					1
33		6		1	1				2
34	1	11	19	11		1			
35		4	1	1		4			
36	2	46	19	7					
37	1	6	2	3	1				
38	2	37	15	12		1			1
39	1	1							
40	2	58	18	2	3				
41		1		1			2		
42	2	40	18	16	1				
43		3	1	2		1			
44		28	26	12	2				
45		1		3	4			5	
46		21	32	15	2	1		1	
47				1	1	1		8	
48		30	39	11		1		1	
49			3	2		1		1	
50		26	36	15	1	2		1	
51		3	3	4		2			
52		23	45	7	2	1	1		
53			2	9	1	1	5		
54		17	34	7	2	4			
55			3	4	1	2	23		
56		13	32	14	4	1	4		
57			8	5	9	3	7		
58		18	34	11	2		2		
59		2	1	5	10	2	11		
60			30	9	8	3			
61			2	8	8	3	2		
62			25	6	2				
63			3	8	8	1	5		
64			26	11	3	2	2		
65			3	9	5	6	2		
66			16	11	3	1	3		
67			2	8	8	2	7		
68			21	17	7	2			
69			4	13	8	1	3		
70			17	17	3	2			
71			6	17	6	3	4		
72			18	11	2		2		
73			7	12	9	1	4		
74		1	10	10	6	2	3		
75			5	10	6	4	2		
76			8	6	5	2	3		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			5	11	5	4	1		
79			8	6	1	2			
80			3	9	5	2			
81			12	11	6	3	1		
82			4	5	10	4	3		
83			6	9	5	4			
84			4	4	5	16			
85			1	1	3	3			
86			1	1	8	5	1		
87			1	2	2	2			
88			1	4	2	5			
89			1	2	7	4			
90			3	4	5	1			
91			2	1	3	4			
92			2	1	6				
93				4	120	32			
94			1	3					
95			3	2					
96				2					
97			1						
98				1					
99				2					
100				2					
101			2	3					
102				2					
103			1						
104			1	1					
105			1	2					
106				3					
107				2					
108				2					
109				1					
110				2					
111				3					
112			1	1					
113				2					
114				3					
115			1	2					
116				1					
117									
118				1					
119				4					
120				4					
121				6					
122			1	3					
123			1	2					
124			1	9					
125			1	87					
126									
127									
128									
129			1						
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139			1						
140									
141									
142									
143									
144									
145		1							
計	384	712	683	615	343	159	102	17	12

適用職員数	3,027人
-------	--------

第11表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員及び平均給料月額

行政職給料表

年齢	学歴		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	項目	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					19	151,000			19	151,000
19					23	153,770			23	153,770
20			9	161,878	27	159,196			36	159,867
21			8	165,138	23	164,765			31	164,861
22	76	181,467	14	169,686	23	169,174			113	177,505
23	96	186,191	13	176,831	20	175,895			129	183,651
24	98	191,758	8	184,975	11	181,800			117	190,358
25	120	199,733	4	203,450	21	197,786			145	199,553
26	98	206,251	13	203,869	20	203,440			131	205,585
27	88	212,522	10	209,180	13	207,531			111	211,636
28	114	218,896	9	218,789	17	223,894			140	219,496
29	90	226,311	10	219,680	10	224,590			110	225,552
30	73	234,834	7	238,014	16	230,563			96	234,354
31	80	242,024	5	246,900	21	241,486			106	242,147
32	88	247,957	4	247,850	17	252,294			109	248,629
33	75	255,841	3	248,533	7	246,700			85	254,831
34	48	261,554	4	263,500	7	270,886			59	262,793
35	46	266,435	4	256,975	27	278,104			77	270,035
36	48	272,721	3	276,933	30	280,643			81	275,811
37	48	287,394	7	276,771	21	277,514			76	283,686
38	39	290,079	x	x	35	292,709			75	291,416
39	51	300,978	4	302,300	32	307,844			87	303,564
40	55	314,658	3	310,000	18	312,894	x	x	77	314,071
41	61	320,111	5	315,840	30	320,067			96	319,875
42	59	332,347	7	322,743	38	328,297	x	x	105	330,160
43	68	342,967	13	330,031	47	331,198			128	337,332
44	71	346,234	20	342,530	37	335,405			128	342,525
45	83	356,421	13	340,638	53	346,925	x	x	150	351,679
46	120	359,646	18	358,083	61	350,223	x	x	200	356,348
47	120	367,217	20	356,755	45	356,604	x	x	186	363,311
48	102	371,546	27	363,404	51	358,098	x	x	181	366,337
49	138	373,036	22	365,209	46	362,685	2	356,900	208	369,764
50	118	377,694	33	374,560	62	364,174			213	373,273
51	125	382,189	9	375,189	39	372,592			173	379,662
52	148	386,412	21	384,014	49	374,994	2	351,050	220	383,318
53	138	391,314	24	380,279	57	375,774	x	x	220	385,956
54	122	392,067	14	388,464	55	382,284	x	x	192	388,777
55	139	394,813	17	386,236	64	383,498			220	390,859
56	113	398,381	15	391,173	51	384,163			179	393,726
57	120	402,211	15	389,767	52	384,985	x	x	188	396,240
58	106	404,979	7	388,714	51	390,147	x	x	165	399,369
59	93	405,073	11	391,673	41	391,868	2	344,950	147	399,569
60以上	x	x							x	x
合計	3,476	318,087	454	319,582	1,387	320,027	16	342,938	5,333	318,793

(注) 1 平均給料月額は、平成18年切替えに伴う経過措置額を含んだ額である。(以下、本表の各給料表について同じ。)

2 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下、本表の各給料表について同じ。)

研究職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	2	196,100							2	196,100
23	x	x							x	x
24	6	212,467							6	212,467
25	6	221,567							6	221,567
26	8	222,888	x	x					9	224,078
27	7	237,171							7	237,171
28	10	241,980							10	241,980
29	8	255,838							8	255,838
30	6	274,400							6	274,400
31	5	297,960							5	297,960
32	5	295,900							5	295,900
33	6	311,983							6	311,983
34	7	325,843							7	325,843
35	7	330,329							7	330,329
36	4	338,125							4	338,125
37	x	x							x	x
38	2	353,100							2	353,100
39	3	325,933							3	325,933
40	2	368,600							2	368,600
41	3	366,267							3	366,267
42	2	368,950							2	368,950
43	x	x							x	x
44	6	391,500							6	391,500
45	6	405,650	x	x					7	402,243
46	10	410,630							10	410,630
47	6	411,783							6	411,783
48	12	421,833							12	421,833
49	5	422,940							5	422,940
50	9	434,144							9	434,144
51	6	437,417							6	437,417
52	12	436,533							12	436,533
53	11	443,164							11	443,164
54	10	443,190							10	443,190
55	12	450,675							12	450,675
56	3	440,500							3	440,500
57	11	452,955	x	x					12	454,158
58	11	458,673							11	458,673
59	11	462,918							11	462,918
60以上										
合 計	243	370,421	3	360,933					246	370,306

医療職（一）給料表

年齢	項目	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
		職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25		2	297,000							2	297,000
26		3	307,733							3	307,733
27		4	314,350							4	314,350
28		3	340,333							3	340,333
29		x	x							x	x
30											
31		x	x							x	x
32		4	358,725							4	358,725
33		2	382,050							2	382,050
34		2	407,300							2	407,300
35		2	411,700							2	411,700
36		x	x							x	x
37											
38											
39											
40											
41											
42											
43											
44											
45											
46											
47											
48											
49											
50		x	x							x	x
51											
52											
53											
54											
55		x	x							x	x
56		x	x							x	x
57		x	x							x	x
58											
59		x	x							x	x
60以上		8	565,338							8	565,338
合 計		38	423,029							38	423,029

医療職（二）給料表

年齢	学歴 項目	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
		職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24		2	207,000							2	207,000
25		2	229,000							2	229,000
26		2	232,100							2	232,100
27		3	230,267							3	230,267
28		7	244,200							7	244,200
29		5	247,260	x	x					6	247,767
30		6	249,683							6	249,683
31		10	259,100							10	259,100
32		6	262,300							6	262,300
33		7	268,871							7	268,871
34		5	280,580							5	280,580
35		15	277,707	x	x					16	278,075
36		11	280,855							11	280,855
37		5	291,780							5	291,780
38		6	303,617							6	303,617
39		8	316,738	x	x					9	317,056
40		3	316,233							3	316,233
41		x	x							x	x
42		7	340,986							7	340,986
43		4	355,550							4	355,550
44		9	365,356	x	x					10	362,490
45		9	337,900	x	x					10	337,990
46		9	377,100	x	x					10	375,670
47		10	362,910							10	362,910
48		9	371,378							9	371,378
49		10	370,940							10	370,940
50		9	390,511	x	x					10	390,580
51		10	394,930	x	x					11	395,400
52		6	368,333	x	x					7	371,214
53		7	389,043							7	389,043
54		12	397,533							12	397,533
55		12	394,367	3	388,500					15	393,193
56		8	409,225							8	409,225
57		16	405,875	2	400,850					18	405,317
58		6	411,283	x	x					7	408,029
59		8	425,925	2	402,200					10	421,180
60以上											
合計		265	339,796	17	366,571					282	341,410

医療職（三）給料表

年齢	学歴 項目	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
		職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18											
19											
20											
21											
22		5	213,200	x	x					6	212,733
23		8	215,850							8	215,850
24		6	222,367							6	222,367
25		6	226,517							6	226,517
26		4	229,825	2	231,850					6	230,500
27		2	245,850	2	249,000					4	247,425
28		4	252,550							4	252,550
29		4	257,375	x	x					5	256,380
30		6	265,517	x	x					7	265,714
31		5	271,300	2	247,750					7	264,571
32		3	270,667							3	270,667
33		x	x							x	x
34		3	274,467							3	274,467
35		x	x	x	x					2	286,000
36		3	293,467	x	x					4	292,125
37		3	284,700							3	284,700
38		x	x							x	x
39		3	317,200							3	317,200
40											
41				x	x					x	x
42		2	339,150							2	339,150
43		x	x							x	x
44		3	369,200							3	369,200
45		4	370,175							4	370,175
46											
47		4	378,650							4	378,650
48				x	x					x	x
49		x	x							x	x
50		2	389,900							2	389,900
51		3	391,667	x	x					4	388,000
52		7	388,729							7	388,729
53		3	388,133							3	388,133
54		4	393,700							4	393,700
55		3	393,700							3	393,700
56		3	388,133							3	388,133
57		6	402,250							6	402,250
58		4	412,200	2	385,350					6	403,250
59		6	402,850							6	402,850
60以上											
合計		124	313,277	16	287,813					140	310,367

海 事 職 給 料 表

年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	項目 職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20			x	x					x	x
21			x	x					x	x
22										
23					x	x			x	x
24										
25					x	x			x	x
26										
27	2	266,100	x	x					3	264,200
28			x	x					x	x
29			2	256,900					2	256,900
30										
31					x	x			x	x
32										
33			x	x					x	x
34					3	267,367			3	267,367
35	x	x	x	x					2	307,750
36										
37			x	x	x	x			2	340,500
38					x	x			x	x
39					2	353,050			2	353,050
40			x	x					x	x
41					x	x			x	x
42					2	369,100			2	369,100
43			x	x	x	x			2	341,150
44	2	369,100							2	369,100
45							x	x	x	x
46					x	x			x	x
47	x	x	x	x	2	400,500		x	5	392,760
48	x	x	x	x	2	377,100			4	383,175
49	x	x							x	x
50	x	x	2	404,900					3	404,900
51			x	x					x	x
52	x	x			3	394,967			4	404,650
53					4	410,825			4	410,825
54			x	x	2	398,900			3	405,667
55					x	x	x	x	2	390,800
56					x	x			x	x
57					x	x			x	x
58					3	411,300		x	4	404,575
59			x	x					x	x
60以上										
合 計	10	363,520	18	331,606	34	363,976	4	363,075	66	355,024

教育職（一）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26			X	X					X	X
27										
28										
29	X	X							X	X
30										
31	X	X							X	X
32										
33										
34	2	321,800							2	321,800
35										
36										
37										
38	X	X							X	X
39	3	374,433							3	374,433
40	X	X							X	X
41	X	X							X	X
42	X	X							X	X
43	X	X							X	X
44	X	X							X	X
45	3	411,767							3	411,767
46	X	X							X	X
47	2	443,300							2	443,300
48	X	X							X	X
49	X	X							X	X
50										
51	X	X							X	X
52	3	479,367							3	479,367
53	X	X							X	X
54			X	X					X	X
55	2	528,300							2	528,300
56										
57	3	509,900							3	509,900
58										
59	3	438,667							3	438,667
60以上	9	505,278							9	505,278
合 計	43	441,830	2	293,700					45	435,247

教育職（二）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	6	204,600							6	204,600
23	10	209,740							10	209,740
24	21	215,848			x	x			22	215,532
25	19	223,926							19	223,926
26	28	229,268	2	228,450					30	229,213
27	33	239,745	2	235,900					35	239,526
28	39	250,195	x	x					40	249,535
29	49	257,647	4	247,200					53	256,858
30	46	267,533	3	245,933	x	x			50	265,262
31	49	275,565	5	261,140	2	246,050			56	273,223
32	62	283,552			x	x			63	282,870
33	47	293,028	x	x					48	292,375
34	40	300,265	x	x					41	299,298
35	62	307,440	x	x					63	306,968
36	75	317,923	2	311,650					77	317,760
37	74	324,595	7	288,114					81	321,442
38	91	334,831	5	328,560	x	x			97	333,729
39	95	341,941	4	300,375	x	x			100	339,795
40	95	348,256	3	309,100	4	324,550			102	346,175
41	80	356,416	4	333,500	2	304,700			86	354,148
42	122	365,686	3	349,100	2	310,750			127	364,429
43	118	373,757	4	356,075	2	301,000			124	372,013
44	123	379,963	7	377,829					130	379,848
45	132	387,203	13	370,277	2	351,800			147	385,224
46	121	392,018	4	373,425	2	372,700			127	391,128
47	159	397,281	12	384,292	x	x			172	395,934
48	174	402,713	15	394,247	2	358,500			191	401,585
49	179	405,036	12	401,700	6	385,167			197	404,227
50	119	411,639	17	402,118	x	x			137	410,035
51	120	412,375	14	397,000	x	x			135	411,018
52	118	417,115	6	385,833					124	415,602
53	116	419,238	17	399,265	3	334,100			136	414,863
54	86	420,010	8	379,063	7	401,914			101	415,513
55	110	420,738	10	399,440	3	412,933			123	418,816
56	102	420,715	13	385,100	4	392,450			119	415,874
57	110	424,604	8	399,500	2	391,100			120	422,372
58	93	432,218	11	367,827	4	388,850			108	424,054
59	89	432,935	9	396,500					98	429,589
60以上										
合 計	3,212	372,442	228	367,720	55	352,784			3,495	371,825

教育職（三）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20			3	180,500					3	180,500
21			6	186,933					6	186,933
22	118	204,600	9	196,189					127	204,004
23	103	208,936	7	206,514					110	208,782
24	121	216,116	7	211,543					128	215,866
25	124	222,884	5	218,940					129	222,731
26	138	229,712	6	224,533					144	229,497
27	119	239,441	4	230,750					123	239,159
28	139	248,007	5	232,880					144	247,482
29	127	257,964	8	246,575					135	257,289
30	128	266,910	8	260,850					136	266,554
31	141	274,965	11	261,218					152	273,970
32	134	282,891	5	278,380					139	282,729
33	170	291,269	6	279,533					176	290,869
34	127	299,503	7	294,471					134	299,240
35	153	307,558	23	302,830					176	306,940
36	149	316,575	17	312,059					166	316,113
37	175	324,822	22	316,218					197	323,861
38	155	334,108	10	324,810					165	333,545
39	170	344,026	21	335,919					191	343,135
40	176	352,232	18	342,339					194	351,314
41	184	357,403	26	351,462					210	356,667
42	177	364,542	26	361,304					203	364,127
43	245	371,317	37	364,246					282	370,389
44	226	376,499	49	371,555					275	375,618
45	289	382,312	64	377,922					353	381,516
46	320	387,886	79	383,389					399	386,996
47	320	393,727	90	390,429					410	393,003
48	331	397,573	116	396,803					447	397,373
49	326	402,137	149	400,201					475	401,530
50	286	406,398	130	401,855					416	404,978
51	296	408,111	118	404,644					414	407,123
52	286	411,515	172	405,802					458	409,370
53	288	414,385	144	406,408					432	411,726
54	232	416,957	95	409,387					327	414,758
55	260	418,134	131	411,911					391	416,049
56	247	418,493	112	408,575					359	415,399
57	268	420,817	94	408,634					362	417,654
58	240	422,908	106	412,000					346	419,566
59	242	427,089	80	411,010					322	423,094
60以上										
合 計	7,730	359,479	2,026	387,963					9,756	365,394

公安職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					30	173,900			30	173,900
19					49	177,778			49	177,778
20					46	186,150			46	186,150
21					40	194,493			40	194,493
22	32	204,400			50	203,982			82	204,145
23	27	210,022			40	213,238			67	211,942
24	46	221,828			62	221,905			108	221,872
25	50	229,730			46	229,346			96	229,546
26	32	237,803			47	237,306			79	237,508
27	51	243,276			36	242,497			87	242,954
28	44	250,193			44	250,564			88	250,378
29	47	255,868			48	257,608			95	256,747
30	50	258,786			42	260,031			92	259,354
31	51	265,302			35	267,020			86	266,001
32	50	274,464			58	271,160			108	272,690
33	63	279,311			56	282,123			119	280,634
34	71	289,401			38	288,816			109	289,197
35	51	300,933			64	294,269			115	297,224
36	58	302,334			49	307,004			107	304,473
37	56	309,491			48	318,338			104	313,574
38	41	320,212			43	320,223			84	320,218
39	47	324,591			43	333,393			90	328,797
40	48	343,910			27	340,526			75	342,692
41	55	354,909			32	344,363			87	351,030
42	41	359,932			33	361,036			74	360,424
43	46	370,378			33	367,703			79	369,261
44	25	383,492			35	373,554			60	377,695
45	37	390,535			27	388,889			64	389,841
46	27	399,296			41	389,627			68	393,466
47	15	411,707			40	399,910			55	403,127
48	16	410,831			36	407,897			52	408,800
49	17	408,618	x	x	22	401,582			40	404,328
50	17	413,059			32	411,581			49	412,094
51	16	415,163			24	416,013			40	415,673
52	24	422,467	x	x	17	422,429			42	422,545
53	24	412,054			29	416,717			53	414,606
54	22	413,300			22	421,691			44	417,495
55	38	418,737			25	423,788			63	420,741
56	20	420,720			13	427,938			33	423,564
57	26	424,731			24	417,558			50	421,288
58	25	412,660			22	423,259			47	417,621
59	30	413,980			41	415,390			71	414,794
60以上										
合 計	1,436	318,326	2	409,100	1,589	304,693			3,027	311,230

第12表 再任用職員の給料表別，級別人員

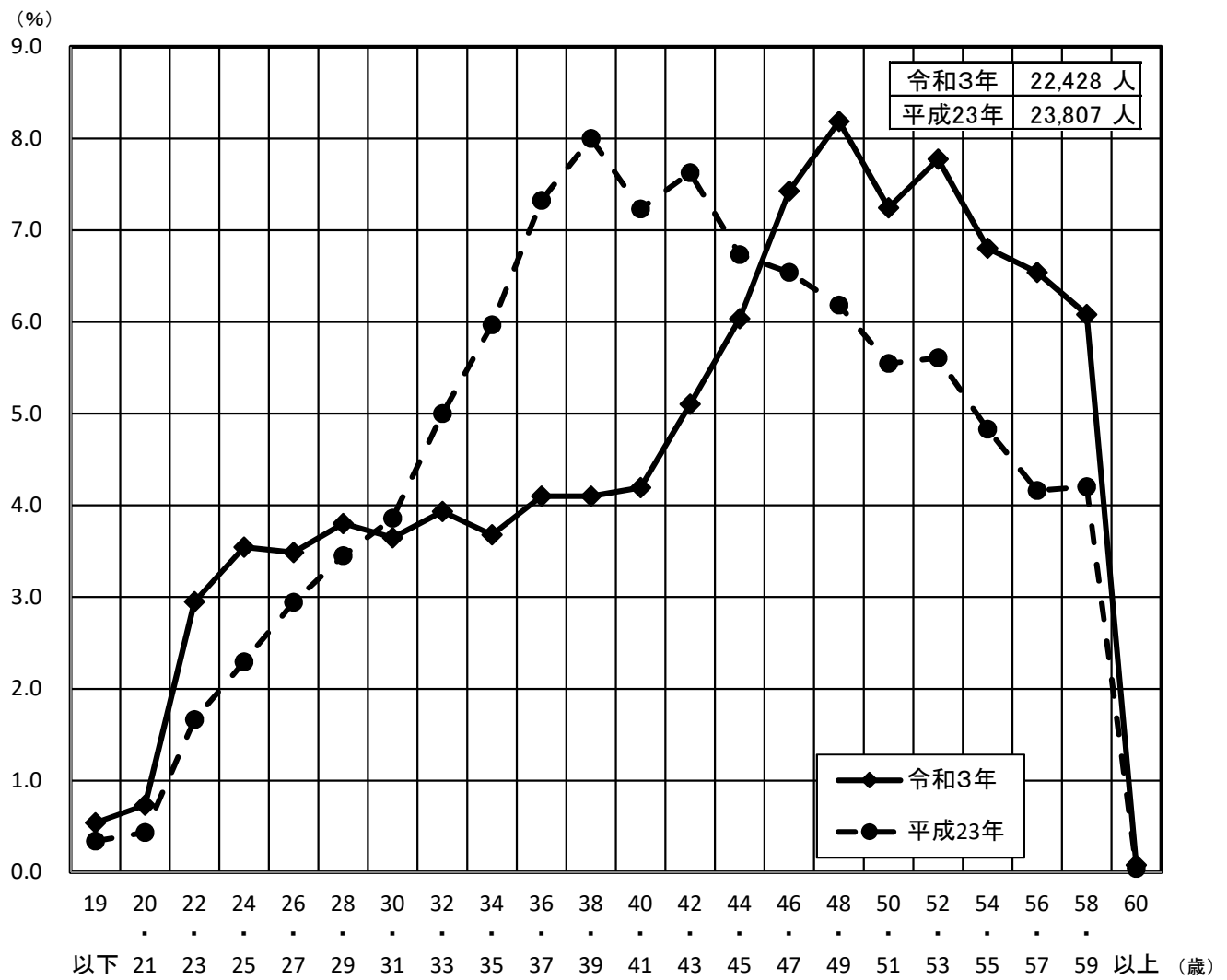
1 フルタイム勤務職員

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
行政職給料表	391人	人	人	356人	33人	2人	人	人	人	人	
研究職給料表	8			8							
医療職給料表（二）	6				6						
医療職給料表（三）	2				2						
海事職給料表	4				3	1					
教育職給料表（二）	162	19	143								
教育職給料表（三）	483		483								
公安職給料表	37			3	28	4	2				
給料表計	1,093										
60歳	(294)										
61歳	(290)										
62歳	(231)										
63歳	(152)										
64歳	(126)										

2 短時間勤務職員

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
行政職給料表	47人	人	人	44人	2人	1人	人	人	人	人	
研究職給料表	1			1							
医療職給料表（二）	1				1						
教育職給料表（三）	44		44								
給料表計	93										
60歳	(12)										
61歳	(19)										
62歳	(25)										
63歳	(17)										
64歳	(20)										

第13表 年齢階層別人員構成比（令和3年と平成23年の比較）全職員



2 職種別民間給与実態調査結果

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 467事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から121事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第14表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

ア 調査実人員は、3,647人（うち初任給関係職種166人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は3,374人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は15,085人であり、うち、行政職に相当するものは14,174人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 県内民間の産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 109	事業所 13	事業所 9	事業所 13	事業所 56	事業所 18
農 業 , 林 業 , 漁 業	1	0	0	0	1	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	15	3	1	0	6	5
製 造 業	38	2	4	7	18	7
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	18	4	1	0	11	2
卸 売 業 , 小 売 業	12	2	2	4	3	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	1	0	0	0	1	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	24	2	1	2	16	3

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1事業所、調査不能の事業所が11事業所あった。
 2 調査対象事業所121事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1事業所を除いた120事業所に占める調査完了事業所109事業所の割合(調査完了率)は、90.8%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、
 「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第15表 県内民間の職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模別			
		規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	191,245	188,840	192,075	-
	短 大 卒	169,758	x	172,108	-
	高 校 卒	161,694	159,127	163,408	-
新 卒 技 術 者	大 学 卒	221,307	238,533	195,564	-
	短 大 卒	172,654	x	x	-
	高 校 卒	161,626	168,629	152,712	-
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	207,117	224,775	193,388	-
	短 大 卒	170,314	169,139	170,829	-
	高 校 卒	161,673	162,741	160,803	-

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第16表 県内民間の企業規模別，職種別，学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級			
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)						
事 務 ・ 技 術 関 係 職	支店長	3	50.5	662,253	0	662,253	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照		
	大学卒	x	x	x	x	x				
	短大卒	x	x	x	x	x				
	高校卒	x	x	x	x	x				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	工場長	4	58.2	666,286	0	666,286				
	大学卒	x	x	x	x	x				
	短大卒	-	-	-	-	-				
	高校卒	3	58.1	699,172	0	699,172				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務部長	103	53.5	466,108	2,538	463,570			2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	54	53.5	488,651	3,902	484,749				
短大卒	7	53.8	430,278	0	430,278					
高校卒	42	53.5	444,000	1,273	442,727					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術部長	85	53.6	586,014	2,724	583,290					
大学卒	32	53.1	646,391	1,764	644,627					
短大卒	14	53.6	571,819	4,091	567,728					
高校卒	39	54.2	533,773	3,196	530,577					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務部次長	63	52.1	424,723	12,047	412,676	前記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上			
大学卒	36	52.2	437,161	14,791	422,370					
短大卒	6	52.9	416,141	11,752	404,389					
高校卒	21	51.6	407,065	7,613	399,452					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術部次長	37	52.7	516,594	20,160	496,434					
大学卒	16	52.3	610,520	10,427	600,093					
短大卒	5	53.9	397,803	17,800	380,003					
高校卒	14	54.0	486,442	34,706	451,736					
中学卒	2	44.5	310,355	0	310,355					
事務課長	213	49.3	431,003	9,648	421,355			2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	110	49.3	457,393	5,255	452,138					
短大卒	31	48.7	399,687	532	399,155					
高校卒	72	49.3	404,277	20,288	383,989					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術課長	178	48.9	535,020	7,786	527,234					
大学卒	61	46.9	545,748	13,152	532,596					
短大卒	26	48.2	533,042	9,101	523,941					
高校卒	91	50.5	528,324	3,778	524,546					
中学卒	-	-	-	-	-					

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級			
			きま って支 給する 給与 (A)	うち時 間 外手 当(B)						
								円	円	
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	108	48.1	442,233	16,475	425,758	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2企業規模500人以上、 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照		
	大学卒	53	46.2	437,110	20,813	416,297				
	短大卒	16	51.3	444,725	9,338	435,387				
	高校卒	38	49.6	451,567	13,132	438,435				
	中学卒	x	x	x	x	x				
	技術課長代理	60	48.6	528,091	12,660	515,431				
	大学卒	20	46.9	534,922	27,513	507,409				
	短大卒	12	45.0	495,388	9,395	485,993				
	高校卒	28	50.9	535,092	4,132	530,960				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	360	44.9	367,969	42,052	325,917			係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	158	44.1	378,655	41,376	337,279				
短大卒	61	45.2	342,185	38,682	303,503					
高校卒	141	45.6	367,777	44,354	323,423					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係長	223	46.2	490,127	94,403	395,724					
大学卒	80	41.9	480,770	89,196	391,574					
短大卒	36	43.6	489,350	106,013	383,337					
高校卒	107	50.3	497,355	94,285	403,070					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務主任	201	41.3	310,402	28,434	281,968	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上			
大学卒	79	39.5	309,149	26,156	282,993					
短大卒	42	43.8	320,984	29,179	291,805					
高校卒	79	41.7	306,217	30,253	275,964					
中学卒	x	x	x	x	x					
技術主任	230	41.5	458,626	91,129	367,497					
大学卒	68	37.1	431,622	100,846	330,776					
短大卒	27	39.6	408,643	78,355	330,288					
高校卒	135	44.1	483,368	89,081	394,287					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	904	35.0	242,054	21,661	220,393				同上	
大学卒	333	32.8	259,121	23,135	235,986					
短大卒	199	35.6	232,343	17,148	215,195					
高校卒	370	36.5	232,450	22,722	209,728					
中学卒	2	32.5	245,143	67,814	177,329					
技術係員	441	32.7	321,245	59,800	261,445					
大学卒	144	30.7	332,812	65,054	267,758					
短大卒	67	33.8	297,637	41,475	256,162					
高校卒	230	33.6	320,884	62,117	258,767					
中学卒	-	-	-	-	-					

(注) 「中間職(課長(係長)一係長(係員)間)」とは、課長(係長)と係長(係員)の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長(係長)と係長(係員)の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級			
			きま 給する (A)	支 給 (A)				うち 時間 外 手当 (B)		
									円	円
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	3	50.5	662,253	0	662,253	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級		
	大学卒	x	x	x	x	x				
	短大卒	x	x	x	x	x				
	高校卒	x	x	x	x	x				
	中学校卒	-	-	-	-	-				
	工場長	2	56.8	682,700	0	682,700				
	大学卒	-	-	-	-	-				
	短大卒	-	-	-	-	-				
	高校卒	2	56.8	682,700	0	682,700				
	中学校卒	-	-	-	-	-				
	事務部長	28	52.5	491,489	74	491,415			2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	18	52.9	491,242	116	491,126				
短大卒	-	-	-	-	-					
高校卒	10	51.8	491,931	0	491,931					
中学校卒	-	-	-	-	-					
技術部長	43	53.9	671,940	398	671,542					
大学卒	20	53.3	716,832	160	716,672					
短大卒	4	51.7	661,839	4,380	657,459					
高校卒	19	55.1	612,565	0	612,565					
中学校卒	-	-	-	-	-					
事務部次長	13	51.8	478,351	2,685	475,666	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上			
大学卒	7	52.4	484,302	3,500	480,802					
短大卒	-	-	-	-	-					
高校卒	6	51.2	471,771	1,783	469,988					
中学校卒	-	-	-	-	-					
技術部次長	18	54.2	634,792	1,184	633,608					
大学卒	12	53.7	661,210	0	661,210					
短大卒	-	-	-	-	-					
高校卒	6	55.1	579,924	3,643	576,281					
中学校卒	-	-	-	-	-					
事務課長	68	49.1	481,049	8,558	472,491			2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職7級 " 8級	
大学卒	38	49.7	490,542	5,702	484,840					
短大卒	8	48.9	433,156	0	433,156					
高校卒	22	48.1	481,440	16,690	464,750					
中学校卒	-	-	-	-	-					
技術課長	86	49.4	592,856	1,559	591,297					
大学卒	26	46.0	596,702	458	596,244					
短大卒	12	48.3	571,952	71	571,881					
高校卒	48	51.9	596,251	2,662	593,589					
中学校卒	-	-	-	-	-					

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級			
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)						
								円	円	
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	31	48.7	473,285	12,339	460,946	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職 中間職(課長-係 長間)	行政職5級 〃 6級		
	大学卒	10	47.0	428,247	17,091	411,156				
	短大卒	2	47.5	488,228	0	488,228				
	高校卒	18	50.8	507,065	10,420	496,645				
	中学卒	x	x	x	x	x				
	技術課長代理	37	50.2	577,213	1,911	575,302				
	大学卒	11	50.0	587,818	6,265	581,553				
	短大卒	7	43.9	545,654	0	545,654				
	高校卒	19	52.2	580,511	58	580,453				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	148	45.9	375,217	33,131	342,086			係の長及び係 長級専門職	行政職3級 〃 4級
	大学卒	63	45.5	362,495	26,576	335,919				
短大卒	21	44.8	351,023	25,098	325,925					
高校卒	64	46.7	397,279	42,899	354,380					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係長	105	46.1	537,936	102,540	435,396					
大学卒	36	40.2	525,683	99,887	425,796					
短大卒	17	42.1	515,952	111,832	404,120					
高校卒	52	51.9	554,656	101,543	453,113					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務主任	90	42.9	323,682	26,231	297,451	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長-係 員間)	行政職2級 (一部は3級, 4級)			
大学卒	28	39.9	330,198	32,320	297,878					
短大卒	19	46.8	324,180	23,209	300,971					
高校卒	43	43.1	318,976	23,506	295,470					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術主任	139	41.9	504,897	102,697	402,200					
大学卒	29	36.5	481,855	110,245	371,610					
短大卒	13	39.7	469,719	109,357	360,362					
高校卒	97	44.4	520,308	98,531	421,777					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	330	34.4	241,489	20,940	220,549				行政職1級	
大学卒	104	31.7	263,722	23,740	239,982					
短大卒	85	35.0	234,718	16,684	218,034					
高校卒	141	36.0	230,609	22,019	208,590					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係員	218	31.1	341,877	73,597	268,280					
大学卒	73	28.3	346,433	75,310	271,123					
短大卒	28	30.7	300,429	44,920	255,509					
高校卒	117	33.3	351,353	81,185	270,168					
中学卒	-	-	-	-	-					

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級	
			きま 給する (A)	支 給 (B)				うち 時間 外 手当
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級 " 8級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	2	60.5	641,387	0	641,387		
	大学卒	x	x	x	x	x		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	71	54.1	458,685	3,688	454,997	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	35	53.7	487,505	5,920	481,585		
短大卒	5	53.9	433,107	0	433,107			
高校卒	31	54.6	429,808	1,737	428,071			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部長	35	53.0	485,978	7,626	478,352			
大学卒	11	51.9	467,508	7,137	460,371			
短大卒	9	54.0	552,382	4,651	547,731			
高校卒	15	53.2	459,736	9,665	450,071			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	48	52.4	418,047	13,211	404,836	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	28	51.9	432,389	17,099	415,290			
短大卒	5	56.5	444,486	3,914	440,572			
高校卒	15	51.8	383,430	9,743	373,687			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	14	50.7	428,864	56,363	372,501			
大学卒	3	50.0	466,295	73,528	392,767			
短大卒	3	54.4	450,180	37,531	412,649			
高校卒	6	51.8	451,651	78,385	373,266			
中学卒	2	44.5	310,355	0	310,355			
事務課長	139	49.5	409,725	10,826	398,899	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級 " 6級	
大学卒	70	49.4	443,062	5,244	437,818			
短大卒	21	49.3	389,672	812	388,860			
高校卒	48	49.6	369,998	23,205	346,793			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術課長	86	48.2	450,309	19,733	430,576			
大学卒	33	48.3	484,801	34,304	450,497			
短大卒	14	48.0	470,145	23,698	446,447			
高校卒	39	48.2	415,633	6,615	409,018			
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級			
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)						
								円	円	
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	76	47.8	431,130	18,437	412,693	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級		
	大学卒	42	46.0	440,941	22,493	418,448				
	短大卒	14	51.9	438,139	10,752	427,387				
	高校卒	20	48.6	405,431	15,388	390,043				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	22	44.2	398,229	44,339	353,890				
	大学卒	9	40.5	426,866	70,918	355,948				
	短大卒	5	47.2	399,709	27,278	372,431				
	高校卒	8	46.5	361,995	23,481	338,514				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	199	44.5	369,916	51,590	318,326			係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	92	43.2	390,661	52,147	338,514				
短大卒	37	45.0	345,612	50,843	294,769					
高校卒	70	45.7	356,448	51,280	305,168					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係長	104	45.7	432,063	92,485	339,578					
大学卒	38	43.2	427,311	83,898	343,413					
短大卒	18	45.3	457,660	100,107	357,553					
高校卒	48	47.6	425,005	95,218	329,787					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務主任	97	40.3	305,646	35,145	270,501	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職2級 (一部は3級)			
大学卒	47	39.8	299,056	24,876	274,180					
短大卒	19	40.3	330,861	44,085	286,776					
高校卒	30	40.8	300,945	45,023	255,922					
中学卒	x	x	x	x	x					
技術主任	78	39.5	338,719	71,981	266,738					
大学卒	34	36.9	360,894	102,521	258,373					
短大卒	8	35.7	299,661	36,754	262,907					
高校卒	36	42.6	327,256	52,521	274,735					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	514	34.4	244,631	23,794	220,837				行政職1級	
大学卒	211	32.6	257,951	24,549	233,402					
短大卒	101	35.9	234,188	19,544	214,644					
高校卒	200	35.6	235,515	24,680	210,835					
中学卒	2	32.5	245,143	67,814	177,329					
技術係員	190	35.6	295,502	41,398	254,104					
大学卒	63	35.9	318,468	52,218	266,250					
短大卒	34	38.7	304,771	40,618	264,153					
高校卒	93	34.2	274,965	33,720	241,245					
中学卒	-	-	-	-	-					

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級 " 7級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部長	4	51.0	440,723	0	440,723	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上	
	大学卒	x	x	x	x			
	短大卒	2	53.5	425,505	0			425,505
	高校卒	x	x	x	x			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部長	7	54.1	424,762	0	424,762	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上	
	大学卒	x	x	x	x			
	短大卒	x	x	x	x			
	高校卒	5	53.2	439,387	0			439,387
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	2	48.0	322,000	30,000	292,000	前記部長に事故等のあるときの職務代行者の職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
	大学卒	x	x	x	x			
	短大卒	x	x	x	x			
	高校卒	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	5	52.6	355,922	1,100	354,822	前記部長に事故等のあるときの職務代行者の職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
	大学卒	x	x	x	x			
	短大卒	2	53.5	350,550	0			350,550
	高校卒	2	56.5	351,904	2,750			349,154
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	6	47.3	384,583	0	384,583	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級	
	大学卒	2	43.5	371,350	0			371,350
	短大卒	2	44.5	382,650	0			382,650
	高校卒	2	54.0	399,750	0			399,750
	中学校卒	-	-	-	-			-
技術課長	6	47.0	363,987	0	363,987	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級	
	大学卒	2	48.0	349,150	0			349,150
	短大卒	-	-	-	-			-
	高校卒	4	46.5	371,405	0			371,405
中学校卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額		(A)－(B)	備考	対応級					
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)								
								円	円			
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	x	x	x	x	x	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	行政職4級				
	大学卒	x	x	x	x	x						
	短大卒	-	-	-	-	-			-			
	高校卒	-	-	-	-	-			-			
	中学卒	-	-	-	-	-			-			
	技術課長代理	x	x	x	x	x			係の長及び係長級専門職	行政職3級		
	大学卒	-	-	-	-	-						
	短大卒	-	-	-	-	-					-	
	高校卒	x	x	x	x	x					-	
	中学卒	-	-	-	-	-					-	
	事務係長	13	42.0	293,074	11,358	281,716					係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	3	43.3	365,783	34,133	331,650						
短大卒	3	48.3	269,364	738	268,626	-						
高校卒	7	38.7	272,075	6,148	265,927	-						
中学卒	-	-	-	-	-	-						
技術係長	14	50.5	338,040	15,903	322,137	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	行政職2級 (一部は3級)					
大学卒	6	50.8	315,821	12,745	303,076			-				
短大卒	x	x	x	x	x			-				
高校卒	7	50.4	347,680	11,026	336,654			-				
中学卒	-	-	-	-	-			-				
事務主任	14	38.7	269,063	9,050	260,013			係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	行政職2級 (一部は3級)			
大学卒	4	35.0	273,244	3,394	269,850					-		
短大卒	4	43.3	279,547	5,983	273,564					-		
高校卒	6	38.2	259,285	14,865	244,420					-		
中学卒	-	-	-	-	-					-		
技術主任	13	43.6	285,410	3,249	282,161					係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	行政職2級 (一部は3級)	
大学卒	5	43.6	280,740	5,672	275,068							-
短大卒	6	42.7	281,626	2,144	279,482	-						
高校卒	2	46.5	308,440	505	307,935	-						
中学卒	-	-	-	-	-	-						
事務係員	60	41.1	227,861	11,032	216,829		行政職1級					
大学卒	18	39.8	249,881	7,837	242,044							-
短大卒	13	37.8	207,567	6,404	201,163			-				
高校卒	29	43.3	223,291	15,090	208,201			-				
中学卒	-	-	-	-	-			-				
技術係員	33	33.9	243,848	13,642	230,206				行政職1級			
大学卒	8	30.3	237,950	7,387	230,563							-
短大卒	5	36.8	230,035	13,043	216,992					-		
高校卒	20	34.6	249,660	16,294	233,366					-		
中学卒	-	-	-	-	-					-		

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
研究 関係 職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の 部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者, 上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	x	x	x	x	x	
	研 究 室 (係) 長	2	54.0	413,265	0	413,265	
	主 任 研 究 員	x	x	x	x	x	
	研 究 員	5	35.2	272,667	11,265	261,402	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	-	-	-	-	-	
	大 学 副 学 長	2	60.5	634,250	0	634,250	
	大 学 学 部 長	10	58.4	597,623	0	597,623	
	大 学 教 授	28	56.5	522,222	77	522,145	
	大 学 准 教 授	24	46.7	441,528	0	441,528	
	大 学 講 師	16	46.0	455,590	0	455,590	
	大 学 助 教	7	41.3	467,411	0	467,411	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	8	52.8	492,914	0	492,914	
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 指 導 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	93	43.0	377,501	0	377,501	
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	8	53.9	748,544	27,415	721,129	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	8	46.3	622,844	207,722	415,122	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	40.1	534,354	174,898	359,456	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	10	30.6	497,669	188,803	308,866	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	6	52.5	639,174	221,330	417,844	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	6	33.0	464,164	157,556	306,608	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	10	22.1	383,112	149,911	233,201	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	x	x	x	x	x	見習, 外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき, 他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	2	50.5	379,515	10,000	369,515	
	守 衛	11	56.4	376,823	40,069	336,754	
	用 務 員	-	-	-	-	-	

第17表 県内民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目				新規学卒者の採用なし
		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	% 34.2	% (30.8)	% (69.2)	% (0.0)	% 65.8
	500人以上	72.7	(33.9)	(66.1)	(0.0)	27.3
	100人以上 500人未満	26.8	(26.3)	(73.7)	(0.0)	73.2
	50人以上 100人未満	0.0	(0.0)	(0.0)	(0.0)	100.0
高校卒	規模計	34.8	(32.8)	(67.2)	(0.0)	65.2
	500人以上	70.9	(32.2)	(67.8)	(0.0)	29.1
	100人以上 500人未満	28.3	(33.5)	(66.5)	(0.0)	71.7
	50人以上 100人未満	0.0	(0.0)	(0.0)	(0.0)	100.0

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第18表 県内民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		88.0%
配偶者に家族手当を支給する		(87.5%)
家族手当制度がない		12.0%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,920円
	配偶者と子1人	18,350円
	配偶者と子2人	23,602円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の扶養手当の現行支給月額は、配偶者、父母等については6,500円、子については1人につき10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 県内民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務を実施していない
	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	
20.3%	(15.3%)	(84.7%)	79.7%

(注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
22.5%	77.5%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第20表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規模計	52.2	47.8	54.1	45.9	49.4	50.6
500人以上	50.0	50.0	52.7	47.3	49.7	50.3
100人以上500人未満	52.2	47.8	53.9	46.1	47.4	52.6
50人以上100人未満	55.1	44.9	56.8	43.2	48.2	51.8

第21表 県内民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	(76.3%)	(23.7%)	0.0%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 生 計 費 関 係

令和 3 年 4 月 の 標 準 生 計 費 算 定 方 法

「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食 料 費……………食料
- 住 居 関 係 費……………住居，光熱・水道，家具・家事用品
- 被 服 ・ 履 物 費……………被服及び履物
- 雑 費 I ……………保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽
- 雑 費 II ……………その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

(2) 費目別，世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別，世帯人員別生計費換算乗数（全国）を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して算出した令和3年4月の全国の費目別標準生計費を、本県の平均4人値と全国平均4人値の比率で調整して算定した。

(参考) 費目別，世帯人員別生計費換算乗数

令和2年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別，世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第22表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 27,590	円 44,240	円 51,660	円 59,070	円 66,480
住居関係費	40,000	48,720	41,950	35,170	28,400
被服・履物費	4,670	5,260	6,580	7,910	9,230
雑費Ⅰ	17,180	37,130	45,980	54,840	63,800
雑費Ⅱ	12,110	35,700	34,870	34,110	33,350
計	101,550	171,050	181,040	191,100	201,260

(注) 標準生計費は，総務省の家計調査を基礎に算出した。

(参考) 費目別，世帯人員別生計費換算乗数(全国)

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.579	0.676	0.773	0.870
住居関係費	0.964	0.830	0.696	0.562
被服・履物費	0.464	0.581	0.698	0.815
雑費Ⅰ	0.344	0.426	0.508	0.591
雑費Ⅱ	0.563	0.550	0.538	0.526

4 労働経済関係

第23表 労働経済指標

項目 年 度 年 月	①	②	③	④	⑤			
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指 数 (調 査 産業計)	有効求人 倍 率 (季 節 調整値)	完 全 失 業 率 (季 節 調整値)	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)			
					全 国		鹿 児 島 県	
	前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
令和元年度	△0.5	1.2	1.55	2.3	296.1	0.1	236.8	3.0
令和2年度	△4.6	0.0	1.10	2.9	293.3	△1.0	241.8	2.1
令和2年 4月	△8.1	0.8	1.30	2.6	295.7	△1.3	242.1	3.6
5月		0.2	1.18	2.8	287.2	△2.6	237.0	2.3
6月		0.2	1.12	2.8	290.9	△2.2	242.4	2.1
7月	5.3	0.2	1.09	2.9	292.7	△1.3	242.4	5.0
8月		0.2	1.05	3.0	291.1	△1.6	241.3	4.3
9月		△0.1	1.04	3.0	292.9	△1.0	241.8	4.2
10月	2.8	△0.1	1.04	3.1	296.3	△0.7	244.6	4.4
11月		△0.1	1.05	3.0	294.2	△1.2	243.5	1.9
12月		△0.3	1.05	3.0	295.0	△0.7	242.4	2.8
令和3年 1月	△1.0	△0.3	1.10	2.9	293.0	0.0	240.4	△2.2
2月		△0.4	1.09	2.9	292.8	△0.3	240.7	△1.9
3月		△0.2	1.10	2.6	297.3	1.1	243.2	△0.4
4月		△0.3	1.09	2.8	300.3	1.6	244.5	1.0
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省			

(注) 1 ①, ②, ⑤, ⑥, ⑨, ⑩, ⑪は平成27年基準である。
 2 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ⑨の令和元年度, 令和2年度の欄は, それぞれ令和元暦年, 令和2暦年の数値である。

項目 年度 年月	⑥ 所定内給与 (調査産業計)				⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		鹿 児 島 県		全 国	鹿 児 島 県	全 国	鹿 児 島 県
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
令和元年度	271.1	0.2	222.1	0.2	144.2	145.5	12.3	9.9
令和2年度	271.5	0.1	228.1	3.4	140.0	144.9	10.6	9.4
令和2年4月	272.9	△0.1	228.4	4.4	143.8	147.5	10.5	9.7
5月	268.6	△0.3	224.1	3.0	126.9	136.1	8.6	8.5
6月	272.2	△0.1	230.6	3.3	141.3	149.2	9.3	8.2
7月	272.2	0.2	230.1	5.9	145.8	147.8	10.3	8.9
8月	269.9	△0.4	228.3	5.1	133.7	135.6	9.9	7.8
9月	271.7	0.0	229.1	5.3	140.6	144.6	10.7	9.0
10月	273.8	0.3	230.2	4.9	147.4	152.1	11.3	10.1
11月	271.1	△0.3	229.7	2.5	143.4	145.9	11.4	9.8
12月	271.9	0.1	228.0	3.4	142.3	147.3	11.5	10.1
令和3年1月	270.0	0.4	225.1	△2.3	135.1	141.5	11.0	9.8
2月	269.9	0.3	225.4	△2.1	135.4	141.4	11.1	9.8
3月	273.7	1.5	227.9	△0.4	145.1	149.9	12.0	11.1
4月	275.9	1.1	228.4	0.0	150.4	153.3	12.1	11.3
資料出所	厚 生 労 働 省							

項目 年度 年月	⑨ 消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
	全 国		鹿 児 島 市		全 国	鹿 児 島 市	
	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
令和元年度	320.6	0.7	305.0	2.6	0.5	0.3	0.1
令和2年度	304.5	△5.0	295.5	△3.1	△0.2	0.2	△1.4
令和2年 4月	303.6	△9.9	251.4	△16.5	0.1	0.4	△2.5
5月	280.9	△15.5	237.1	△21.9	0.1	0.2	△2.7
6月	298.4	△3.3	234.6	△28.1	0.1	0.2	△1.6
7月	288.6	△10.1	256.7	△13.8	0.3	0.6	△1.0
8月	304.5	△6.5	312.9	△3.4	0.2	0.3	△0.6
9月	304.2	△7.7	293.1	△2.1	0.0	△0.1	△0.8
10月	312.3	2.3	362.1	29.3	△0.4	△0.2	△2.1
11月	305.4	0.5	321.4	24.0	△0.9	△0.3	△2.3
12月	333.8	△3.4	362.1	5.8	△1.2	0.1	△2.0
令和3年 1月	297.6	△4.8	279.3	3.1	△0.6	0.2	△1.5
2月	280.8	△7.4	296.5	17.4	△0.4	0.1	△0.6
3月	344.1	6.7	289.3	△26.0	△0.2	0.4	1.2
4月	338.6	11.5	280.2	11.5	△0.4	0.3	3.8
資料出所	総 務 省						日本銀行

5 人事院の報告及び勧告の概要

給与勧告

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月〔公務の支給月数 4.45月〕

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の醸成を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員的能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日